

副本

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件

控訴人 村越 啓雄 外47名

被控訴人 千葉県知事 外2名

## 準備書面 (2)

平成23年 9月17日

東京高等裁判所第22民事部 御中

被控訴人千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖



被控訴人千葉県知事外2名指定代理人

川 島 雄 子



藤 崎 啓 司



被控訴人千葉県知事指定代理人

木 村 滋



古谷野 克 己



高 田 穰



張 替 慎 市



龍 崎 和 寛



五十嵐 隆 夫



地 曳 俊 雄



松 宮 正 紀



被控訴人千葉県水道局長指定代理人

鳩	宿	節	夫		
密	本	恒	之		
大	野	木	英	司	
松	野	繁	樹		
高	野	幸	宏		

被控訴人千葉県企業庁長指定代理人

齋	藤	稔		
大	塚	直	人	
山	村	繁	喜	
佐	渡	貴	秀	

## 目 次

1	千葉県水道局の水需要予測	4
(1)	これまでの長期水需要予測	5
(2)	最新の水需要予測	7
2	平成20年水道局推計と平成13年回答の比較	10
(1)	平成20年水道局推計の推計項目毎の推計結果と平成13年回答の比較	10
(2)	平成20年水道局推計と平成13年回答の関係	13
(3)	千葉県の保有水源と利根川水系における安定供給可能量	16
3	まとめ	20

八ッ場ダム建設事業の利水上の必要性に係る被控訴人らの主張及び控訴人らの主張に対する反論については、当審における平成23年6月8日付け被控訴人ら準備書面(1)で述べたところであるが、千葉県水道局の水需要予測について、控訴人らは、原審における主張と同様、現在の水源開発の必要性に関係する最新の水需要予測である平成20年5月の「長期水需給の見通しについて」(以下「平成20年水道局推計」という。乙343号証)に対してはほとんど言及することなく、それ以前の過去の産物にすぎない平成13年7月の「長期水需要の見通しと供給計画について」(以下「平成13年回答」という。乙266号証)についての的外れな批判をしている。このため、本準備書面において被控訴人らは、平成13年回答(乙266号証)と平成20年水道局推計(乙343号証)の内容とその違いについて、改めて説明を補充することとする。

#### 1 千葉県水道局の水需要予測

千葉県水道局の水需要予測については、当審における被控訴人ら準備書面(1)(21~31頁)、原審における被控訴人ら準備書面(10)(15~17頁)、同(17)(18~20頁)、同(22)(8~11頁)、同(23)(14~16頁)で述べ、また、高橋陳述書(乙339号証2~7頁)、嶋津意見書に対する意見書(乙354号証8~13頁)、嶋津ら再意見書に対する再意見書(乙403号証3~6頁)に述べられているが、以下、概要を述べる。

水需要予測は、将来の1日最大給水量の予測を行うものであり、その目標年度から、長期的な水需要予測(長期水需要予測)と中・短期的な水需要予測とに分類されるが、長期水需要予測は、当該水需要予測における需要量が、それに応じた供給量の確保、すなわち、水源の確保や施設整備の規模などを定めるための基礎資料となるため、特に慎重に行うことが必要となる。

千葉県水道局が行う長期水需要予測には、拡張事業等に伴う水道法(昭和32

年法律第177号)6条の規定による「事業認可」(長期的な計画)時に行う水需要予測(長期水需要予測)と必要に応じて行うものがある。

#### (1) これまでの長期水需要予測

長期的な水需要予測は、主に水源確保や施設計画などの事業運営の基礎となるもので、長期的な視点に立った計画策定や状況の変化などを受けて行うものである。

千葉県水道局の長期水需要予測の推計に当たっては、この分野における唯一の指導的文献であり、ほとんどの水道事業者が依拠している「水道施設設計指針」(乙300号証)に準拠して行っている。

長期水需要予測における推計値は、その時々々の社会情勢などを反映しており、予測した時点の最新の実績値や国の国勢調査結果等の統計資料などの基礎データ、アンケート調査などに基づく水使用の形態や県民意識の変化、業務営業用水や工場用水に影響する開発計画などが反映されている。特に千葉県水道局の水需要の8割を占める生活用水については、平成7年度以降、時系列傾向分析などの従来の推計方法を見直し、実績データ、水需要構造の分析、アンケート調査など水需要に与える要因の調査を行い、「水需要構造式」を作成して推計している。

千葉県水道局がこれまでに行った長期水需要予測については、当審における被控訴人ら準備書面(1)(22・23頁)に述べたとおりであるが、各長期水需要予測における1日最大給水量については、表1のとおりである。

表1 千葉県水道局の長期水需要予測

(単位  $\text{m}^3/\text{日}$ )

長期水需要予測	1日最大給水量(平成27年度)	証拠書類
平成6年3月 ちば21新水道計画 (千葉県水道事業経営変更認可申請書)	1,440,000 (目標年度平成22年度の給水量)	Z264号証
平成10年7月 水需要計画の策定について	1,217,000	Z265号証
平成13年7月 「平成13年回答」 長期水需要の見通しと供給計画について(回答)	1,260,000	Z266号証
平成20年5月 「平成20年水道局推計」 長期水需給の見通しについて(回答)	1,113,100	Z343号証

1日最大給水量の各水需要推計値を比較すると、平成6年3月策定の「ちば21新水道計画」(千葉県水道事業経営変更認可申請書)(乙264号証)の目標年度である平成22年度値は144万 $\text{m}^3/\text{日}$ であり、平成10年7月にこの見直しを目的とした水需要推計(「水需要計画の策定について」(乙265号証))では目標年度の平成27年度値として121万7000 $\text{m}^3/\text{日}$ と推計し、その後、平成13年回答(乙266号証)においては、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」の全部変更(平成20年7月閣議決定。以下「第5次フルプラン」という。乙346号証の1・2、乙355号証)の目標年度である平成27年度値として126万 $\text{m}^3/\text{日}$ と推計している。

最新の長期水需要予測である平成20年水道局推計(乙343号証)においては、平成27年度値は111万3100 $\text{m}^3/\text{日}$ 、平成32年度値は112万9500 $\text{m}^3/\text{日}$ 、平成37年度値は113万4300 $\text{m}^3/\text{日}$ と推計している(表1、表2)。

なお、上記各推計値については、いずれも、上述した適正な方法と根拠に基づき推計しており、各推計値が異なるのは、推計当時の最新の実績値や統計資

料など基本データが異なるためである。

このように、適時水需要予測を行い、またその見直しをすることによって、将来必要となる1日最大給水量の推計値が変化するのは当然のことである。千葉県水道局では、水需要予測により推計した将来の1日最大給水量に対し、これを充足するように水源の確保や施設整備に努めてきたものであり、推計結果によっては、新たな水源の手当て（ダム等水源開発施設への参画）や、ダム等の参画を条件とした暫定豊水水利権を得ることなどにより、安定給水に必要な水源を確保してきたものである。すなわち、その時々々の社会情勢などから、将来の水需要を的確に捉えるよう慎重に将来の水需要予測を行い、水源の確保に努めているものである。

## （2）最新の水需要予測

前述したとおり、千葉県水道局の最新の水需要予測は、平成20年水道局推計（乙343号証）である。

平成20年水道局推計（乙343号証）は、平成17年度の国勢調査結果を受け、平成9年度から平成18年度までの給水量などの実績データをもとに、長期水需要予測の見直しを平成19年度から平成20年度にかけて行ったものである。この見直しの間に、県（総合企画部水政課）から、長期水需要見直しに関する調査依頼があったため、平成20年5月に新たな水需要予測を同課に回答している。この平成20年水道局推計の推計値は、平成20年9月に県（総合企画部水政課）が作成した「千葉県長期水需給調査結果」（乙344の1及び2、乙345号証）に反映されている（当審における被控訴人ら準備書面（1）

（22・23頁）、原審における被控訴人ら準備書面（22）（8頁）、高橋陳述書（乙339号証2頁）、嶋津意見書に対する意見書（乙354号証9頁）参照。）。

参考までに述べると、平成13年回答（乙266号証）については、県（企画部水政課。企画部はその後の組織変更により総合企画部となる。）からの照会に対し回答したもので、その後、平成15年1月に県（総合企画部水政課）が作成した「千葉県の長期水需給」（乙342号証の1～4）に反映されている（当審における被控訴人ら準備書面（1）（22・23頁）、原審における被控訴人ら準備書面（10）（16・17頁）、高橋陳述書（乙339号証2頁）、嶋津意見書に対する意見書（乙354号証9頁、20・21頁）参照。）。

この推計方法については、当審における被控訴人ら準備書面（1）（24～31頁）、原審における被控訴人ら準備書面（22）（8・9頁）で述べ、また、高橋陳述書（乙339号証8・9頁）、嶋津意見書に対する意見書（乙354号証8～13頁）に述べられているが、平成20年水道局推計の作成にあたっては、平成19年度において、コンサルタント会社に平成18年度までの実績データを基に高位と低位の2ケースの推計を業務委託し、その推計結果を基に、千葉県水道局は、景気の動向やライフスタイル等の変動要因等の不確定要素を考慮して、長期的な予測を行っている。

その推計結果については、表2のとおりであり（表2は、当審における被控訴人らの準備書面（1）31頁の表4と同一の表であるが、同表4中、「H18（実績）」欄の1人1日平均使用水量「244.2」とあるのは「244.5」、有効率「88.6」とあるのは「96.9」の誤りであるので訂正する。）、1日最大給水量の推計値は、平成27年度は111万3100m<sup>3</sup>/日、平成32年度は112万9500m<sup>3</sup>/日、平成37年度は113万4300m<sup>3</sup>/日となった。なお、将来の水需要のピーク時は平成31年度の1日最大給水量113万5900m<sup>3</sup>/日と推計されている（千葉県水道局では、平成31年度まで千葉市への分水を行うこととしており、平成31年度において千葉市への分水は9480m<sup>3</sup>/日と見込んでいるため、目標年度である平成37年度までの期間



で平成31年度が最大となるものである。)

表2 平成20年水道局推計 (H27・H32・H37)

		H18 (実績)	H27	H32	H37	
給水区域内人口 (人)		2,955,222	3,083,700	3,100,800	3,093,500	
給水普及率 (%)		95.8	96.7	97.2	97.7	
給水人口 (人)		2,830,572	2,981,900	3,014,000	3,022,300	
有 収 水 量	生活用	1人1日平均使用水量 (ℓ/人・日)	244.5	248.4	251.3	251.8
		1日平均使用水量 (m³/日)	692,092	740,700	757,420	761,020
	業務営業用	1日平均使用水量 (m³/日)	112,792	123,661	127,323	127,596
	工場用	1日平均使用水量 (m³/日)	14,490	15,911	16,382	16,418
	その他用	1日平均使用水量 (m³/日)	5,509	7,010	7,010	7,010
	千葉市分水等	1日平均使用水量 (m³/日)	11,677	8,750	0	0
	小 計		836,560	896,032	908,135	912,044
1日平均給水量 (m³/日)		897,760	956,700	970,200	974,400	
1人1日平均給水量 (ℓ/人・日)		317.2	321.8	321.9	322.4	
有 収 率 (%)		93.2	93.6	93.6	93.6	
有 効 率 (%)		96.9	97.3	97.3	97.3	
1日最大給水量 (m³/日)		1,012,970	1,113,100	1,129,500	1,134,300	
1人1日最大給水量 (ℓ/人・日)		357.9	373.3	374.8	375.3	
負 荷 率 (%)		88.6	85.9	85.9	85.9	

## 2 平成20年水道局推計と平成13年回答の比較

平成20年水道局推計（乙343号証）は、上記1（2）で概要を述べたとおり、平成17年度の国勢調査結果を受け、平成9年度から平成18年度までの実績データを基に、長期水需要予測の見直しを平成19年度から平成20年度にかけて行ったものである。平成20年水道局推計（乙343号証）及び当該推計と平成13年回答（乙266号証）の関係については、当審における被控訴人ら準備書面（1）（36・37頁）、原審における被控訴人ら準備書面（22）（8・9頁）で述べ、嶋津意見書に対する意見書（乙354号証8～12頁）、嶋津ら再意見書に対する再意見書（乙403号証3～6頁）に述べられているが、以下、補足する。

### （1）平成20年水道局推計の推計項目毎の推計結果と平成13年回答との比較

平成20年水道局推計（乙343号証）の推計項目毎の主な推計結果は、以下のとおりである。なお、参考として、平成20年水道局推計（乙343号証）に用いた平成18年度の実績値と平成13年回答（乙266号証）の平成27年度の推計値を掲げた。

#### ① 給水区域内人口

平成20年水道局推計において、最新の国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を用いて、コーホート要因法（特定の社会的集団（コーホート：年齢階層別男女別）毎の人口を、地域の人口の将来自然増減要因（出生、死亡）と将来の社会増減要因（転入、転出）とに分けて推計する方法）等により、平成27年度は308万3700人、平成32年度は310万0800人、平成37年度は309万3500人と推計した。（平成18年度実績：295万5222人、平成13年回答の平成27年度推計値：295万1700人）

#### ② 給水普及率

平成20年水道局推計において、過去10年間（平成9年度から平成

18年度)の実績(0.07%増/年平均)を踏まえ、施設整備等を考慮し、年0.1%増加するとし、平成27年度は96.7%、平成32年度は97.2%、平成37年度は97.7%と推計した。

(平成18年度実績:95.8%、平成13年回答の平成27年度推計値:97.5%)

### ③ 生活用原単位(生活用1人1日平均使用水量)

平成20年水道局推計において、生活用原単位は、上記した水需要構造式で算出しているが、平成16年度(中期経営計画策定時)に行ったアンケート調査結果等から作成した水需要構造式の説明変数(家族人数、世帯主の年代、洗濯日数、浴槽の湯の入替頻度、食事の準備・後片付けの頻度、風呂場以外のシャワー、洗濯機のタイプ、水の使い方)を最新のデータを基に見直して(平成13年回答で使用した水需要構造式を見直したもの)算出し、平成27年度は248.4ℓ/人・日、平成32年度は251.3ℓ/人・日、平成37年度は251.8ℓ/人・日と推計した。

(平成18年度実績:244.5ℓ/人・日、平成13年回答の平成27年度推計値:263.2ℓ/人・日)

### ④ 生活用水以外の水道用水

平成20年水道局推計において、業務営業用水及び工場用水については、趨勢分と開発分に分けて推計した。さらに趨勢分については、大口需要者と大口需要者以外に分けて推計し、大口需要者については過去の趨勢に合うよう見込むとともに、近年、大口需要者で増加傾向にある地下水転換(上水道料金低減を目的に、地下水汲み上げ規制の範囲内で自家用地下水取水施設を設置し地下水を取水すること)の状況等を勘案して推計した。大口需要者以外については、平成18年度実績値が一定で推移すると見込んでいるが、これは、景気の動向が回復基調であり減少傾向が下げ止まると見込まれたからである。また、開発分については、

開発熟度が高く、今後需要の発生が見込まれるものを加味して推計した。  
また、空港用水などのその他用水は空港会社の年間旅客数予測及び水需要予測結果を基に推計し、分水は、千葉市への分水計画を反映して推計している。

この結果、業務営業用水、工場用水及びその他用水については、平成27年度は15万5332m<sup>3</sup>/日、平成32年度は15万0715m<sup>3</sup>/日、平成37年度は15万1024m<sup>3</sup>/日と推計した。

(平成18年度実績：14万4468m<sup>3</sup>/日、平成13年回答の平成27年度推計値：20万1200m<sup>3</sup>/日)

#### ⑤ 有収率及び有効率

有収率及び有効率は、ここ10数年は90%を超える高い数値で、僅かな上下動あるものの上昇している。これは計画的な鉛給水管更新工事等を実施して漏水が減少した結果と思われ、今後は、平成22年度完了を目途に鉛給水管更新工事を進めてきたことから、平成20年水道局推計において、平成22年度までは過去10年の平均増加率(0.1%/年)で上昇し、平成23年度以降は平成22年度推計値は一定と設定し、有収率は93.6%、有効率は97.3%とした。

(平成18年度実績：有収率93.2%、有効率96.9%、平成13年回答の平成27年度推計値：有収率91.8%、有効率は掲載なし)

#### ⑥ 負荷率

負荷率は、気象条件等の需要変動が大きく影響するが、渇水等緊急時においても住民生活に支障を及ぼすことがないように安定給水を図らなければならないため、平成20年水道局推計において、過去10年間(平成9年度から平成18年度)の最低値である85.9%とした。

(平成18年度実績：88.6%、平成13年回答の平成27年度推計値：82.9%)

#### ⑦ 推計値について

上記から、平成20年水道局推計では、1日最大給水量の推計値を、それぞれ平成27年度は111万3100m<sup>3</sup>/日、平成32年度は112万9500m<sup>3</sup>/日、平成37年度は113万4300m<sup>3</sup>/日とした。なお、将来の水需要のピーク時は、平成31年度の1日最大給水量113万5900m<sup>3</sup>/日と推計されている（千葉県水道局では、平成31年度まで千葉市への分水を行うこととしており、平成31年度においては千葉市への分水として9480m<sup>3</sup>/日を見込んでいるため、目標年度である平成37年度までの期間で平成31年度が最大値となる。）。

（平成18年度実績：101万2970m<sup>3</sup>/日、平成13年回答の平成27年度推計値：126万m<sup>3</sup>/日）

## （2）平成20年水道局推計と平成13年回答の関係

繰り返しになるが、千葉県水道局は、上記1のとおり、必要に応じて水需要予測を行っているものであり、平成20年水道局推計（乙343号証）が千葉県水道局の最新の水需要予測である。平成20年水道局推計（乙343号証）と平成13年回答（乙266号証）では推計方法の変更はなく、推計時点における最新の実績値や統計資料、アンケート調査などにより推計した結果、推計値が異なっているものである。

控訴人らは、控訴理由書において平成13年回答（乙266号証）の推計値を取り上げ、平成13年回答の推計値がその後の実績値と比較して結果的に過大であり、平成13年回答が科学的・合理的な予測とはいえない旨主張している。

現時点で、過去の一時点での推計値をあげつらっても無意味としかいいようがないが、水需要予測の予測値が結果的にその後の実績値との間で差が生じたとしても、予測値はあくまでも計画値であり、やむを得ないものであって、このことについては、当審における被控訴人ら準備書面（1）（63頁）に述べ

たとおりである。いずれにせよ、平成13年回答（乙266号証）の推計値のみにこだわる控訴人らの主張は、そもそも前提において失当なのである。

上記したように、千葉県水道局では、平成13年回答の推計（乙266号証）を行った後、平成20年5月に平成20年水道局推計（乙343号証）を行っており、この推計結果は、上記（1）に述べたとおりであり、また、この推計結果と千葉県水道局の保有水源との関係は下記（3）に述べるとおりである。そして、千葉県水道局では、最新の水需要予測である平成20年水道局推計（乙343号証）によりつつ水需給のバランスを図っているのであって（当然のことながら、それ以前は平成13年回答（乙266号証）で水需給のバランスを図っていた。）、現に千葉県水道局においては安定給水のために八ッ場ダムを必要としているのであって、過去の産物に過ぎない平成13年回答（乙266号証）の推計値とその後の実績値との差を主張してみても、八ッ場ダムの「必要性」を示すことにはならないのである。

なお、千葉県水道局の水需要の実績並びに平成13年回答（乙266号証）及び平成20年水道局推計（乙343号証）の2つの予測値をグラフに示すと、1日最大給水量については図1、1日平均給水量については図2、生活用1日平均使用水量については図3、生活用1人1日平均使用水量（生活用原単位）については図4のとおりである。

控訴人らの控訴理由書77頁以降に掲載された図表2-1などは、「出典：千葉県の資料」とあるが、当該図は、控訴人らが千葉県の公表数値を用いてグラフ等を独自に作成しているようであり、グラフ等自体は千葉県作成の資料ではない。控訴人らは、実績と推計値が乖離しているとして、推計値が大きく跳ね上がった形状の異様なグラフを示しているが、意図的に誇張されたもので不適切である。

図1 1日最大給水量の実績と予測値

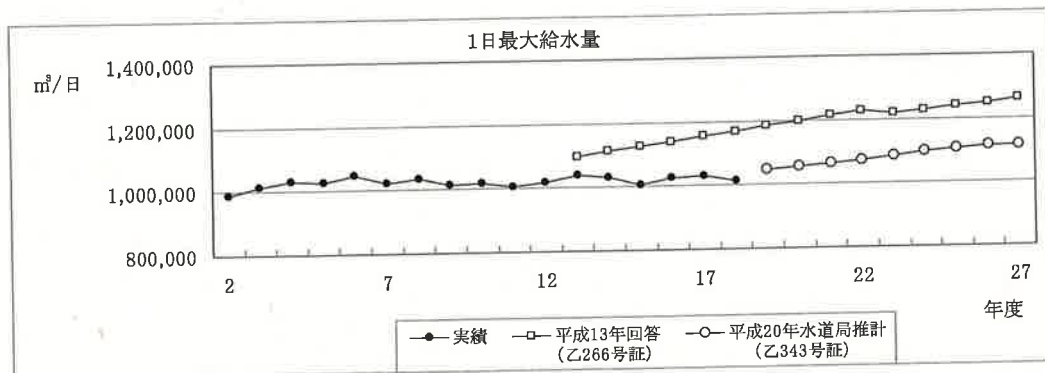


図2 1日平均給水量の実績と予測値

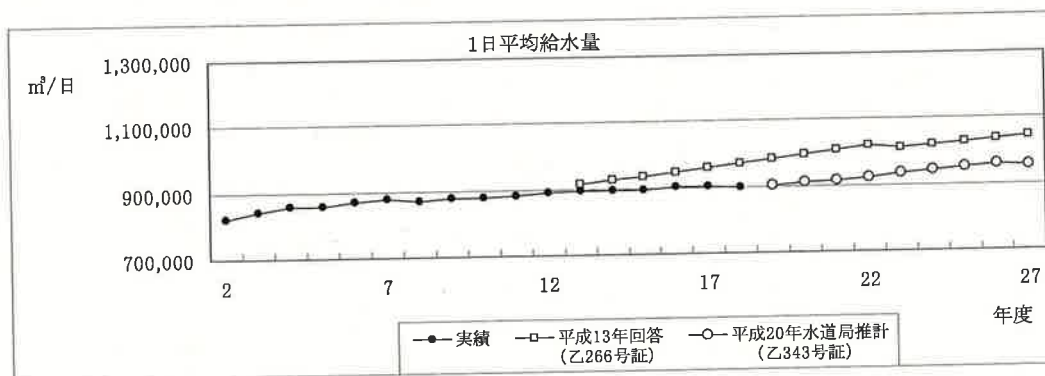


図3 生活用1日平均使用水量の実績と予測値

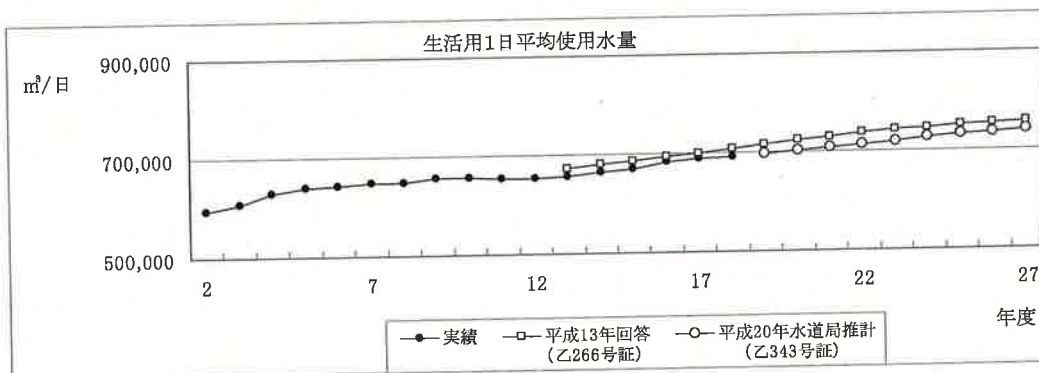
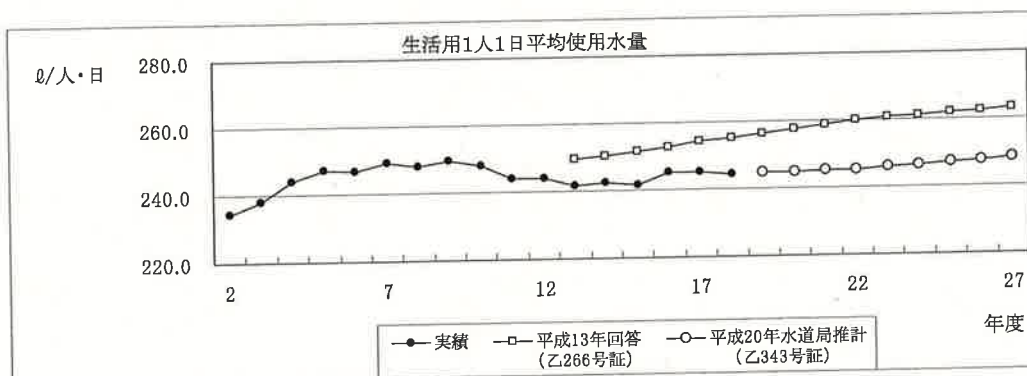


図4 生活用1人1日平均使用水量(生活用原単位)の実績と予測値



### (3) 千葉県保有水源と利根川水系における安定供給可能量

現在、千葉県水道局の確保している水源は、表3「現在確保している水源（安定水源）」欄に示すとおり、123万4700 $\text{m}^3$ /日であるが、平成20年7月に閣議決定された第5次フルプラン（乙346号証の1・2、乙355号証）で示された利根川水系上流ダム等の安定供給可能量は、近年20年で2番目の規模の渇水時の流況を基にすると、約86%に低下すると想定されている（乙346号証の1の1（2）（2頁）、乙303号証6-1頁、6-6頁の表「安定供給可能量（2/20）」の「都市用水」・「利根川水系」の欄。乙346号証の2に、各ダムの計画供給量と安定供給可能量が示されている。乙344号証の1の3（1頁）参照）。この第5次フルプランで示された安定供給可能量を基に千葉県水道局の確保したダム等の水源の安定供給可能量を求めると、表3「安定供給可能量（2/20）」欄に示すとおり、給水量ベースで123万4700 $\text{m}^3$ /日は106万3600 $\text{m}^3$ /日にまで低下すると想定されている（乙415号証）。これは、平成31年度の1日最大給水量113万5900 $\text{m}^3$ /日はもちろん、平成27年度、平成32年度、平成37年度の1日最大給水量も満たすことができない量であり、こうした事態に対処するため、渇水等緊急時において活用できるとされる江戸川・中川緊急暫定により不足分を充足させる予定としている（乙346号証の2注7）。

安全で良質な水を常時安定的かつ確実に供給する責務がある水道事業体においては、第5次フルプラン（乙346号証の1・2、乙355号証）で示された安定供給可能量の低下を考慮する必要があり、そのため、現在千葉県水道局が確保している建設中の八ッ場ダムを含む全ての水源が必要なのである。

上記については、当審における被控訴人ら準備書面（1）（33～38頁）、原審における被控訴人ら準備書面（22）（9・10頁）、同（26）（4頁）で述べ、高橋陳述書（乙339号証8・9頁）、嶋津意見書に対する意見書（乙



354号証4・5頁)、嶋津ら再意見書に対する再意見書(乙403号証6・7頁)に述べられているとおりである(ただし、平成21年3月に北千葉広域水道企業団が厚生労働省から事業経営変更認可を受けたことに伴い、千葉県水道局の同企業団からの受水量が従前の22万8000m<sup>3</sup>/日から22万4100m<sup>3</sup>/日に変更されたため、原審における被控訴人らの準備書面に掲記した千葉県水道局の確保水源123万8600m<sup>3</sup>/日は、現在では123万4700m<sup>3</sup>/日に減少している(乙415号証)。

ちなみに、千葉県水道局における水道法に基づく最新の事業経営認可は、平成6年3月に厚生省(現厚生労働省)から認可を受けた「ちば21新水道計画(千葉県水道事業経営変更認可申請書)(乙264号証)であり、この事業経営認可における千葉県水道局の水源は、表3「ちば21新水道計画(平成6年3月)」欄に示すとおり、144万m<sup>3</sup>/日と計画したが、その後の水需要の見直しにより、将来の水需要量を考慮して必要な安定水源を確保することとし、現在は、上記したように水源量123万4700m<sup>3</sup>/日としており、「ちば21新水道計画」の水源である144万m<sup>3</sup>/日から、江戸川・中川緊急暫定(1.46m<sup>3</sup>/秒、日量では120,000m<sup>3</sup>/日)や事業経営認可時において未確定であった上流ダム群(0.99m<sup>3</sup>/秒、日量では81,400m<sup>3</sup>/日)を除いている。千葉県水道局では、長期水需要予測で推計した将来の水需要量に対応する必要な水源を確保しているのである。

なお、江戸川・中川緊急暫定(1.46m<sup>3</sup>/秒)は、当初から安定水源ではなく(平成20年7月に策定された第5次フルプラン(乙346号証の1・2、乙355号証)において、開発予定水量(乙346号証の2表中「開発予定水量」の欄中)に位置付けられておらず、現在も、安定水源としてカウントすることができない。)、また、事業経営認可時において未確定であった上流ダム群(0.99m<sup>3</sup>/秒)は、これまで述べてきたとおり長期水需要予測を見直

してきた結果、水需要予測値を下方修正したことから、現時点で早急に確保する水源ではないと判断されたため、新たなダム等水資源開発施設への参画は行っていないものである。

表3 千葉県水道局が確保した水源と安定供給可能量

(単位:m3/日 給水量換算)

水 源		ちば21新水道計画 (平成6年3月)	現在確保している 水源(安定水源)	安定供給可能量(2/20) (注1)		
				2/20 再評価値	評価率	
安 定	利根川 水系	利根川河口堰	286,500	286,500	286,500	100.0%
		江戸川自流	87,000	87,000	68,000	78.2%
		川治ダム	50,400(注2)	161,100	126,800	78.7%
		奈良俣ダム	109,100(注2)	39,400	31,000	78.6%
		渡良瀬遊水池	41,000(注2)	—	—	—
		東金・長柄ダム(房総導水路)	41,000	41,000	32,300	78.9%
		湯西川ダム(建設中)	125,200	125,200(注4)	98,200	78.4%
		ハッ場ダム(建設中)	81,400	81,400(注4)	64,000	78.6%
		農業用水合理化(ハッ場ダム)	39,000	39,000(注4)	30,700	78.6%
		(小計)	860,600	860,600	737,500	85.7%
県内河 川系	高滝ダム	90,000	90,000	90,000	100.0%	
	(小計)	90,000	90,000	90,000		
受 水	北千葉(企) (利根川水系)	228,000(注3)	224,100(注3)	176,100	78.6%	
	君津(企) (県内河川系)	60,000	60,000	60,000	100.0%	
	(小計)	288,000	284,100	236,100		
	(合計-1)	1,238,600	1,234,700	1,063,600	86.1%	
暫 定 等	利根川 水系	江戸川・中川緊急暫定	120,000	(漏水時等に活用)		
		上流ダム群(未確定)	81,400	—	—	
	(合計-2)	1,440,000	1,234,700	1,063,600		

注1: 評価率は、国土審議会 水資源開発分科会(H19.12.13開催)資料による。

注2: 一部の水源は水源転用により、千葉県水道局の総水源量の変更はないが、水源施設が変更しているものがある。

注3: 平成21年3月に北千葉(企)の事業経営変更認可により、同企業団から千葉県水道局への受水量が228,000から224,100に変更になった。

注4: 湯西川ダム及びハッ場ダムは、現在建設中のダムであり、完成後、安定水源となる。また、農業用水合理化(ハッ場ダム)は、非かんがい期についてハッ場ダム開発水を手当てすることから、同ダム完成後、安定水源となる。

### 3 まとめ

(1) 千葉県水道局における近年の長期水需要予測は、平成13年回答（乙266号証）、最新の平成20年水道局推計（乙343号証）であるが、それぞれ県（総合企画部水政課）に提出されている。これらの推計は、生活用水の推計において、水需要構造式に改良を加えるなどの一部変更はあるものの、いずれも水道施設設計指針（乙300号証）に準拠しており、推計方法の手法や考え方は変わるものではない。推計結果が異なる主な理由は、推計に使用する実績値や統計資料などにおいて最新のデータを用いたためであって、平成13年回答（乙266号証）も平成20年水道局推計（乙343号証）も適正な推計なのである。

水道事業体は、必要に応じて水需要推計の見直しを行うもので、控訴人らがこだわる平成13年回答は、将来にわたり継続する水道事業におけるある時点での水需要予測の結果である。それまでにも必要に応じて水需要予測を行い、慎重に水需給のバランスを図っているのであって、前述したように、1日最大給水量は、平成6年3月の「ちば21新水道計画（千葉県水道事業経営変更認可申請書）」（乙264号証）においては平成22年度に144万 $\text{m}^3$ /日、平成13年回答（乙266号証）においては、平成27年度に126万 $\text{m}^3$ /日、そして、平成20年水道局推計（乙343号証）においては、平成27年度は111万3100 $\text{m}^3$ /日、平成32年度は112万9500 $\text{m}^3$ /日、平成37年度は113万4300 $\text{m}^3$ /日をそれぞれの推計値としているものである。このように千葉県水道局は、1つの推計値に固執することなく必要に応じて水需要推計を行ってきているが、上記2に述べたとおり、八ッ場ダム建設事業に参画して以来現在に至るまで、水需要と供給のバランスを考慮すれば、安定給水を図る上で、八ッ場ダムの水源としての必要性は全く変わっていないのである。

(2) また、最新の水需要予測である平成20年水道局推計（乙343号証）で予

測した1日最大給水量に対して確保すべき水源量については、上記2(3)で述べたとおり、国の第5次フルプラン(乙364号証の1・2、乙355号証)で示された安定供給可能量の低下を考慮する必要がある。この水資源開発施設等の利水安全度の低下及びその適正評価と安定供給可能量の再検討の必要性は、第4次フルプラン(昭和63年2月2日閣議決定。乙9号証4頁の3(5))や新しい全国総合水資源計画(平成11年6月国土庁策定。通称「ウォータープラン21」)(乙404号証14頁)で既に示されていたことから明らかなように、以前から認識されたものである。第5次フルプランで示された安定供給可能量の低下(乙346号証の1・2、乙355号証)を考慮することは、利用者の安定給水を求めるニーズに、水道事業者として応えるために不可欠なことである。

以上